

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための体制整備案

※（ ）の数字は、別添の当協議会・医療的ケア実践ハンドブックのページ
※違法性の阻却に沿った条件整備の必要性はあるかどうか

1 法制度のあり方

- 1) 医行為とは違う「(仮称) 医療的ケア」(又は医療的ケア)の概念を定義し、
そのための法律として制定する (p 1)
- 2) 目的・趣旨・必要性 (p 1～3)
- 3) 実施対象者 個人か事業所単位か
介護職員等の業務とせず「・・・できるという表現」
- 4) 範囲 政省令で指定 (今後拡大できるように)
- 5) 実施を認める条件 (実施前及び実施後)
 - ①実施体制 (実施計画書の提出) = 下記2
 - ②研修体制 (実施計画書の提出) = 下記3
◎基本研修 ◎個別研修
 - ③支援体制 (実施計画書の提出) = 下記4

2 実施体制 (p 6～8)

- 1) 目的・必要性の確認
- 2) ご本人及びご家族の要請と承諾 (説明と同意)
- 3) 責任及び責任者を明確にする→指示書等
- 4) 日常的な医師及び看護師との連携 (主治医・囑託医・訪問看護・配置看護師) →指示書等
- 5) 実施マニュアルの整備

3 研修制度

1) カリキュラム (p 15～) (p 1～5)

①基本方針

- ◎利用者の安全と安心が担保できるカリキュラム
- ◎介護職員等に過度の負担とならないこと
- ◎事業所内又は地域において実施できること

②具体的内容

- ◎利用される当事者にとって必要な内容
- ◎医学的見地から必要な内容
- ◎ケアの現場から必要な内容
- ◎法的・社会的視点から必要な内容
- ◎その他の視点から必要な内容

2) フォローアップ体制

- ①利用者の状態の変化に伴うフォロー (主治医)
- ②医療の進歩に伴うフォロー (医療機関＝教育機関)
- ③定期的な確認 (訪問看護を含む看護師)
- ④介護職員の精神的フォロー (相談支援)

4 支援体制 (p9－14)

1) 緊急時の医療的バックアップ体制

2) 研修実施機関の整備 (地域)